補助事業評価シート

番号	22	Ⅱ章	施策8　学習・教育環境の充実

補助事業名	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	所管部課	地域文化部文化観光国際課	事業開始年度	昭和58年度
根拠法令(要綱)等	外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	5,730,000円 月額6,000円	補助対象団体(者)	外国人学校児童生徒保護者		
補助することで達成しようとしている区の目的	外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるためです。				
団体(者)に対する直接の助成目的	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することを目的としています。				

	補助金の申請	補助金の清算／実績報告
書類	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 外国人学校児童・生徒保護者補助金交付申請書 保護者の前年の所得を証明する書類	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし
審査	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 区職員による書類審査。 当該保護者が要綱に規定する年間総所得の基準に該当するか確認のうえ、申請書及び関係書類を審査し、補助金交付の適否を決定します。	審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） なし

今後の課題

この補助金については、区のホームページ等に掲載を行ない周知している他、対象学校についても、周知・徹底を図っているところです。しかしながら、知らなかったという苦情が若干寄せられています。今後、周知方法について、更に工夫を重ねていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者８４人に対して、この補助金を交付することにより保護者の負担を軽減することができました。よって、総合評価は、目的どおりに実施し、予定していた成果をあげたものと評価し「B」としました。

①区と補助対象者との役割分担

区の役割は、経済的に困窮する保護者の負担軽減であり、そのことによって子育て家庭を支援することです。保護者は、児童・生徒の就学の安定性を図る役割を担います。

②目標の設定

この補助金の政策目的は、経済的理由で、就学が困難な外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対する経済的支援を行うであり、このことによって児童・生徒の就学の安定性が図られることとなることから、目標の設定は適切であると考えます。

③代替手段・効率性

この補助金は、経済的に恵まれない外国人学校の児童・生徒の保護者に対して、直接補助しているものであり、代替手段はなく妥当であると考えます。また、費用対効果から見ても、効果的・効率的に行なわれているものと考えます。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、児童・生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目的に対しても、予定とおり達成されたものと評価しています。

今後の改革方針

上記の「今後の課題」にあるように今後の周知方法について、更に工夫していくことが必要であることから、対象学校については、全員に配布できるよう周知徹底していきます。